

第128回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

静岡県浜松市中央区東町1876番地

当社 QAセンター3階講堂

株主総会資料の電子提供制度について

電子提供制度に基づき、書面でお送りしておりました招集通知等の株主総会資料は、当社のウェブサイト等に掲載して提供する方法に変更しております。環境への配慮も踏まえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 退任取締役および退任監査役に 慰労金贈呈の件	
第5号議案 役員賞与支給の件	
事業報告	11
連結計算書類	26
計算書類	40
監査報告書	48

証券コード 3553
2026年6月3日

株 主 各 位

静岡県浜松市中央区東町1876番地
共和レザー株式会社
取締役社長執行役員 花 井 幹 雄

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kyowale.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「決算報告」を順に選択して、「株主総会情報・事業報告」にある「第128回定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3553/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「共和レザー」または「コード」に当社証券コード「3553」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、総会当日のご来場を見送られる場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年6月18日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 静岡県浜松市中央区東町1876番地
当社 QAセンター3階講堂

3. 目的事項 報告事項

第128期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

以上

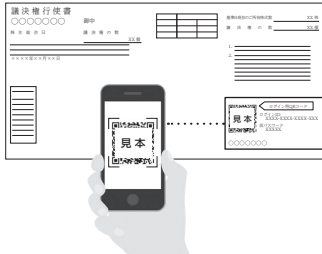
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

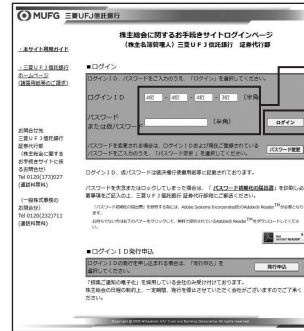
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

この考えのもと配当金につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績、配当性向およびDOEなどを総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金26円 総額619,598,252円といたしたいと存じます。
これにより、既にお支払している中間配当金（1株につき金26円）を含めました当期の株主配当金は、1株につき金52円 総額1,239,196,504円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役（7名）は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会における審議・答申を受けて、取締役会が決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における現在の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はな い みき お 花井 幹 雄 (1961年1月14日生)	取締役社長執行役員 監査室 BR戦略推進室	1984年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2015年4月 同社常務理事 2016年4月 同社堤工場長 2017年4月 当社常勤顧問 2017年6月 当社取締役副社長 2018年6月 当社取締役社長 2023年6月 当社取締役 社長執行役員就任 現在に至る	32,000株
2	かわ しま りゅう た 河島 竜 太 (1962年10月24日生)	取締役専務執行役員 海外・国内事業 統括 コボレートセンター長 調達部 東京営業所 大阪営業所	1985年4月 当社入社 2017年4月 当社車両営業部長 2017年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役 2023年6月 当社取締役 専務執行役員就任 現在に至る	12,200株
3	たけ うち やす のり 竹内 泰 憲 (1964年4月10日生)	取締役専務執行役員 EV・EV事業部長 EV統括部 環境管理室	1987年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2016年1月 同社堤工場成形部長 2021年4月 当社理事 2022年6月 当社常務取締役 2023年6月 当社取締役 常務執行役員 2024年6月 当社取締役 専務執行役員就任 現在に至る	5,000株
4	※ なが た つとむ 永田 努 (1966年11月25日生)	—	1989年4月 当社入社 2021年1月 当社第2技術部長 2021年6月 当社取締役 2023年6月 当社執行役員就任現在に至る	4,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	当社における現在 の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	おお い ゆう いち 大 井 祐 一 (1954年8月17日生)	社外取締役	1978年 4 月 豊田通商株式会社入社 2006年 4 月 同社執行役員 2011年 6 月 同社常務執行役員 2013年 6 月 同社常務取締役 2015年 4 月 同社専務取締役 2017年 4 月 同社取締役 専務執行役員 2017年 6 月 同社代表取締役 副社長執行役員 2018年 6 月 当社社外監査役 2019年 6 月 豊田通商株式会社 シニアエグ ゼクティブアドバイザー 2020年 6 月 愛三工業株式会社 社外取締役 就任現在に至る 2021年 6 月 当社社外監査役退任 2023年 6 月 当社社外取締役就任現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 愛三工業株式会社 社外取締役	8,000株
6	あさ ま はじめ 浅 間 一 (1959年1月18日生)	社外取締役	1986年 9 月 理化学研究所化学工学研究室 研究員補 2002年11月 東京大学人工物工学研究センター教授 2009年11月 東京大学大学院工学系研究科教授 2024年 4 月 東京大学国際高等研究所東京カレッジ 特任教授 2024年 6 月 当社社外取締役就任現在に至る 2026年 4 月 早稲田大学次世代IoT研究機構 上級研究員現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 公益財団法人精密測定技術振興財団 理事 公益財団法人りそな中小企業振興財団 評議員 IoT革命・産業IoTイニシアティブ協議会 評議員 一般財団法人先端IoTイニシアティブ財団 理事 日本学術会議 連携会員 公益財団法人ニューテクノロジー振興財団 代表理事 東京大学国際高等研究所東京カレッジ 客員教授 早稲田大学次世代IoT研究機構 上級研究員	1,000株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 大井祐一および浅間一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 大井祐一氏につきましては、豊田通商株式会社等での長年にわたる海外事業での豊富な経験と経営者としての高い見識を有しておられることから、社外からの視点で当社取締役会を監督いただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当社は、大井祐一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
5. 大井祐一氏は、過去に当社の非業務執行役員（監査役）であったことがあります。
6. 大井祐一氏は、過去10年間に当社の主要な取引先である豊田通商株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位および担当は、上記「略歴および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は2021年6月に同社を退職しております。
7. 浅間一氏につきましては、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたりサービスロボティクスの研究者および大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験を有しておられることから、当社の経営戦略に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当社は浅間一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
8. 大井祐一および浅間一の両氏の当社における社外取締役の就任期間は、本株主総会終結のときをもって大井祐一氏が3年、浅間一氏が2年となります。
9. 大井祐一および浅間一の両氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 3.会社役員に関する事項 (2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第2号議案承認後の各取締役の専門性と経験・会社が期待する役割

氏名	役職	企業経営	営業	技術・ 開発	生産技術・ 製造	SDGs	財務・ 会計	DX	グロー バル
花井 幹雄	取締役	○		○	○	○	○	○	○
河島 竜太	取締役	○	○			○	○		○
竹内 泰憲	取締役	○		○	○	○		○	○
永田 努	取締役	○		○	○	○			○
大井 祐一	社外取締役	○	○			○			○
浅間 一	社外取締役			○	○	○			○

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役磯部明仁および山岸賢吾の両氏は、今回の株主総会終結のときをもって辞任されますので、監査役2名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会における審議・答申を受けて、あらかじめ監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 現在の地位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	こみや たけひこ 小宮 剛彦 (1969年2月8日生)	—	1992年4月 株式会社大和銀行〔現株式会社りそな銀行〕 入行 2023年10月 株式会社りそな銀行監査等委員会事務局部長 2026年4月 当社理事 監査室主査 現在に至る	なし
2	しのだ けん 篠田 健 (1979年7月5日生)	—	2004年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2026年1月 同社ボデー部品調達部 第1ボデー部品室長現在に至る	なし

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 篠田健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。広い分野において高い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 本議案が原案どおり承認された場合には、篠田健氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となる予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 3.会社役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に慰労金贈呈の件

今回の株主総会終結のときをもって任期満了により退任されます取締役専務執行役員柳川大介、取締役常務執行役員稲垣忠彦および今回の株主総会終結のときをもって辞任されます常勤監査役磯部明仁の3氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

取締役会の諮問により、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会が当社における一定の基準との整合性を含めて審議した答申に沿うものであることから本議案は相当であると判断しております。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
柳川大介 <small>やな がわ だい すけ</small>	2021年6月 当社常務取締役 2023年6月 当社取締役専務執行役員就任現在に至る
稲垣忠彦 <small>いな がき ただ ひこ</small>	2019年6月 当社取締役 2023年6月 当社執行役員 2024年6月 当社取締役常務執行役員就任現在に至る
磯部明仁 <small>いそ べ あき ひと</small>	2021年6月 当社常勤監査役就任現在に至る

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績および過去の支給実績等を勘案して、当期末時点の取締役7名に対し総額34,248,000円（うち社外取締役2名分2,400,000円）、同じく監査役3名に対し総額6,952,000円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。

なお、当社は独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会における審議・答申を受けて、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策や物価高騰などによる下振れリスクはありましたが、概ね緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら期末が近づくあたりから中東での地政学的リスクが顕在化し、急速に不透明感が強まりました。

このような状況のもと、当企業グループの連結売上高は、558億1千6百万円と前期（563億9千7百万円）に比べ1.0%の減少となりました。

売上高を用途別にみますと、主として主要顧客である自動車メーカーからの受注減少などにより、車両用につきましては、478億2千3百万円と前期（489億9百万円）に比べ2.2%の減少となりました。住宅・住設用につきましては、35億3千6百万円と前期（31億1千2百万円）に比べ13.6%の増加となり、ファッション・生活資材用につきましては、44億5千7百万円と前期（43億7千5百万円）に比べ1.9%の増加となりました。

利益面につきましては、連結経常利益は10億6百万円と前期（16億7千9百万円）に比べ40.1%の減少となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は6億5千5百万円と前期（11億円）に比べ40.4%の減少となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、51億7千8百万円であります。その内容は、老朽化設備の更新および生産効率の改善、CO₂低減を目的とした投資、職場環境の改善を目的とした投資などであり、これらの設備投資は自己資金によっております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果による緩やかな景気の回復が期待されるものの、中東情勢の影響が長期化する中で、原油および物価の高騰が景気の下振れ要因となることも懸念され、今後の動向には慎重な見極めが必要な状況です。

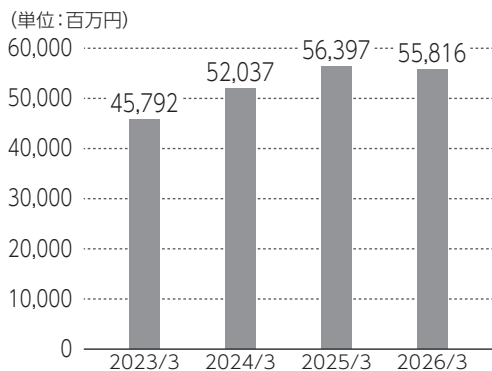
このような状況の中、当社は中期経営計画に基づく積極的な投資やDXの推進を継続し、生産性向上と強固な収益体質の構築に努めてまいります。具体的には、設備の老朽化更新や高付加価値商品の開発、原価低減を推進してまいります。また、既存事業の拡販や新規事業の開拓にも取り組み、事業の拡大を図ってまいります。加えて、事業基盤強化の一環として、2026年4月1日付で、車両内装用資材向けを中心とした生地を製造する東宝繊維株式会社を子会社化いたしました。グループ内に生地の開発・生産機能を取り込むことで、新機能を持つ商品や環境に優しい商品等の開発をスピード感を持って進めてまいります。さらに、新たな価値を生み出す人財を創出するための育成制度の構築や職場環境の改善、コミュニケーションの活性化を通じて、社員一人ひとりが安心して働きやすい職場づくりを目指してまいります。

今後も、「サーキュラーエコノミーのトップランナー」の達成を目指し、稼ぐ力の強化と持続可能な社会への貢献を実現するため、全社一丸となり課題に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、これまでのご支援に心より感謝申し上げるとともに、引き続き変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

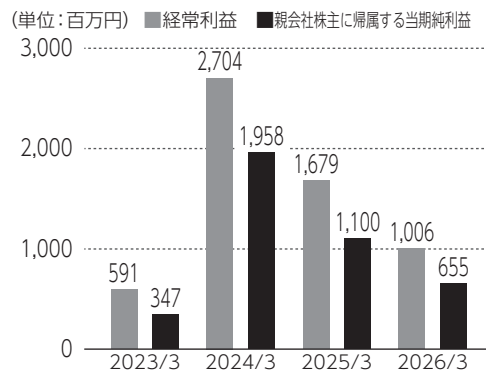
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 125 期 2023年 3 月期	第 126 期 2024年 3 月期	第 127 期 2025年 3 月期	第 128 期 2026年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	45,792 ^{百万円}	52,037 ^{百万円}	56,397 ^{百万円}	55,816 ^{百万円}
経 常 利 益	591 ^{百万円}	2,704 ^{百万円}	1,679 ^{百万円}	1,006 ^{百万円}
親会社株主に帰属 する当期純利益	347 ^{百万円}	1,958 ^{百万円}	1,100 ^{百万円}	655 ^{百万円}
1 株当たり当期純利益	14円41銭	81円29銭	46円10銭	27円51銭
総 資 産	52,951 ^{百万円}	60,653 ^{百万円}	59,471 ^{百万円}	57,463 ^{百万円}
純 資 産	34,530 ^{百万円}	37,574 ^{百万円}	37,400 ^{百万円}	37,644 ^{百万円}

売上高



経常利益/親会社株主に帰属する当期純利益



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
共和ライフテクノ株式会社	百万円 150	% 100.0	合成皮革の製造・販売、鋼板・合板用化粧フィルムの製造・販売
共和サポートアンドサービス株式会社	百万円 10	% 100.0	労働者派遣事業、倉庫業、合成皮革製造の付帯業務
共和興塑膠(廊坊)有限公司	千米ドル 8,500	% 60.0	成形複合材・合成皮革などの製造・販売

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2. 当社は、2026年4月1日に東宝繊維株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

(6) 主要な事業内容

当企業グループは下記製品の製造、加工ならびに販売を行っております。

用途別	主要製品
車両用	内装用合成皮革、内装用成形複合材、内外装用加飾フィルム
住宅・住設用	鋼板・合板用化粧フィルム
ファッション・生活資材用	家具用合成皮革、靴履物用合成皮革、雑貨用合成皮革

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社：静岡県浜松市中央区東町1876番地

名 称	所 在 地
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
天 竜 第 1 工 場	静 岡 県 浜 松 市
天 竜 第 2 工 場	静 岡 県 浜 松 市
新 城 工 場	愛 知 県 新 城 市
浅 羽 工 場	静 岡 県 袋 井 市

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
共 和 ラ イ フ テ ク ノ 株 式 会 社	徳 島 県 鳴 門 市
共 和 サ ポ ー ト ア ン ド サ ー ビ ス 株 式 会 社	静 岡 県 浜 松 市
共 和 興 塑 膠 (廊 坊) 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 河 北 省 廊 坊 市

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,393名 (127名)	2名 (7名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 23,830,702株 (自己株式 669,298株を除く)
(3) 株主数 11,342名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	8,360 ^{千株}	35.1%
豊田通商株式会社	1,554	6.5
林テレンプホールディングス株式会社	1,041	4.4
K I S C O 株式会社	765	3.2
UBS FINANCIAL SERVICES INC-SPECIAL CUSTODY ACC OUNT FOR THE EXCLUSIVE BENEFIT OF CUSTOMERS	742	3.1
INTERACTIVE BROKERS LLC	549	2.3
共和レジャー従業員持株会	471	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	422	1.8
三木産業株式会社	302	1.3
長瀬産業株式会社	301	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式669,298株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
花井 幹雄	※ 取締役 社長執行役員	監査室
河島 竜太	※ 取締役 専務執行役員	海外・国内事業統括 コーポレートセンター長、調達部 東京営業所、大阪営業所
柳川 大介	取締役 専務執行役員	経営企画センター長、Sobagni事業部長、 経営企画部（部長）、経理部、DX推進部
竹内 泰憲	取締役 専務執行役員	モビリティ事業部長、モビリティ統括部、環境管理室
稲垣 忠彦	取締役 常務執行役員	共和ライフテクノ株式会社 専務取締役
大井 祐一	取締役	愛三工業株式会社 社外取締役
浅間 一	取締役	公益財団法人精密測定技術振興財団 理事 公益財団法人りそな中小企業振興財団 評議員 ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会 評議員 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事 日本学術会議 連携会員 東京大学国際高等研究所東京カレッジ 特任教授 早稲田大学次世代ロボット研究機構 客員上級研究員 公益財団法人ニューテクノロジー振興財団 代表理事
磯部 明仁	常勤監査役	—
田畑 隆久	監査役	田畑公認会計士事務所 代表 株式会社河合楽器製作所 社外監査役
中山 弘揮	# 監査役	豊田通商株式会社 経営幹部 サプライチェーン本部CEO トピックス株式会社 監査役 アストラ・ダイハツ・モーター 監査役 マキタ・フランスSAS 取締役
山岸 賢吾	# 監査役	トヨタ自動車株式会社 社会貢献部 文化貢献室長

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役大井祐一および浅間一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、大井祐一および浅間一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役田畑隆久、中山弘揮および山岸賢吾の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、田畑隆久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役田畑隆久氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. #印は、2025年6月19日開催の第127回定時株主総会において新たに選任された監査役であります。
6. 監査役堀崎太および松坂勉の両氏は、2025年6月19日開催の第127回定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。
7. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松田 行央	常務執行役員	R&Dセンター長
鈴木 俊昭	執行役員	コーポレートセンター 総務部（部長）、人事部、人材開発部
永田 努	執行役員	共和興塑膠（廊坊）有限公司総経理
中村 修一	執行役員	インダストリー事業部長 技術品質ユニット長、技術部（部長）、浅羽工場、カーボンニュートラル推進室
橋本 泰夫	執行役員	品質マネジメントセンター長、R&Dセンター 技術開発部、生技開発部
山中 利哉	執行役員	モビリティ事業部 ものづくりユニット長、生産管理部、インド生産準備室、新城工場

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象とされないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役および執行役員ならびに当社子会社および持分法適用関連会社の役員であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2025年12月25日開催の取締役会において、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しております。

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化および株主の皆様との価値共有を狙いとしております。他社水準などを考慮の上、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とし、個々の取締役および監査役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

役員報酬は固定報酬のほか、当期の業績への貢献意識を高め功労に報いるために支払う業績連動報酬である役員賞与と、中長期の活動に対する功労に報いることを目的として支払う退職慰労金があります。各報酬は前年の支給実績を基にそれぞれの決定方針に従って算出することを基本とし、具体的な割合については都度決定いたします。また、非金銭報酬は支給せず、社外取締役および社外監査役には、退任慰労金を支給いたしません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の固定報酬は、1982年8月23日開催の第84回定時株主総会の第5号議案「取締役および監査役の報酬額改訂の件」において、取締役報酬月額15百万円以内、監査役報酬月額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議により、代表取締役社長花井幹雄に対し、各取締役の固定報酬の額、各取締役の役割および成果に応じた業績連動報酬の配分、規程に基づく退職慰労金の額の決定の権限を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会に諮問し、決定方針との整合性を含めて審議した答申を得ております。代表取締役社長が基本的にその答申を尊重し決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	144 (12)	93 (9)	33 (2)	16 (-)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	26 (5)	18 (4)	6 (0)	2 (-)	4 (3)
合 計	171	111	40	19	11

- (注) 1. ④取締役および監査役の報酬等の総額等には、2025年6月19日開催の第127回定時株主総会終結のときをもって退任した監査役1名分を含んでおります。
2. 退職慰労金は、当事業年度において負担すべき役員退職慰労引当金の繰入額です。
3. 監査役支給人数に無報酬の方2名は含めておりません。
4. 業績連動報酬として取締役および監査役に対して賞与を支給しております。持続的な業績向上を適正に動機づけるため、業績連動報酬の額の算定基礎として選定した業績指標は、連結営業利益であります。業績連動報酬は、連結営業利益の対前年増減率に応じて賞与ガイドラインに基づき、支給額を変動させております。
- なお、当事業年度を含む連結営業利益は、2026年3月期920百万円、2025年3月期2,140百万円であります。
5. 非金銭報酬等は、支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	大 井 祐 一	愛三工業株式会社 社外取締役
取 締 役	浅 間 一	公益財団法人精密測定技術振興財団 理事 公益財団法人りそな中小企業振興財団 評議員 ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会 評議員 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事 日本学会議 連携会員 東京大学国際高等研究所東京カレッジ 特任教授 早稲田大学次世代ロボット研究機構 客員上級研究員 公益財団法人ニューテクノロジー振興財団 代表理事
監 査 役	田 畑 隆 久	田畑公認会計士事務所 代表 株式会社河合楽器製作所 社外監査役
監 査 役	中 山 弘 揮	豊田通商株式会社 経営幹部 サプライチェーン本部 CEO トピックス株式会社 監査役 アストラ・ダイハツ・モーター 監査役 マキタ・フランスSAS 取締役
監 査 役	山 岸 賢 吾	トヨタ自動車株式会社 社会貢献部 文化貢献室長

- (注) 1. 取締役大井祐一氏が社外取締役を兼任している愛三工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
2. 取締役浅間一氏が兼任している他の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
3. 監査役田畑隆久氏が代表を兼任している田畑公認会計士事務所および社外監査役を兼任している株式会社河合楽器製作所と当社との間には特別の関係はありません。

4. 監査役中山弘揮氏がサプライチェーン本部CEOを兼任する豊田通商株式会社は、当社の大株主であり、主要な取引先であります。当社は同社に製品を販売するとともに、同社から原材料を仕入れております。同氏が監査役を兼任しているトピックス株式会社およびアストラ・ダイハツ・モーター、取締役を兼任しているマキタ・フランスSASと当社との間には特別の関係はありません。
5. 監査役山岸賢吾氏の兼職先でありますトヨタ自動車株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社に製品を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	
		取締役会	監査役会
取 締 役	大 井 祐 一	全13回中13回	－
取 締 役	浅 間 一	全13回中13回	－
監 査 役	田 畑 隆 久	全13回中13回	全14回中14回
監 査 役	中 山 弘 揮	全11回中10回	全11回中10回
監 査 役	山 岸 賢 吾	全11回中11回	全11回中11回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

出席した会議においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ主に経験豊富な経営者の観点などから意見を述べております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

任意の指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、各社外取締役の専門的な見地から執行役員を含む役員人事、役員報酬、賞与の決定過程における監督機能を担い、客観性、透明性の向上に適切な役割を果たしております。

また、取締役会における決議または報告事項に対して、取締役大井祐一氏は長年にわたり経営者として培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、必要に応じ意見を述べております。

取締役浅間一氏はサービスロボティクスの研究者および大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験に基づき、当社の経営戦略に対して必要に応じ意見を述べております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名および社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	53 ^{百万円}
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53 ^{百万円}

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討および経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は上記体制につき、取締役会において次のとおり決議をしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は「経営理念」「行動指針」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底して業務を執行する。
- ② 取締役会、経営会議、各機能会議など、組織を横断した会議体による全社的に統制の取れた意思決定および相互牽制を実現する。
- ③ 全社横断的な委員会を通じ業務執行の適正性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報の保存および管理は、情報管理基準を遵守し適切に行う。
- ② 社外に開示する情報は、情報開示基準により重要情報の網羅性および適正性を確保する。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 予算制度、業務決裁基準などにより、資金の流れを中心にして重要案件をチェックする。
- ② 適正な財務報告の確保に取り組みとともに、適時適正な情報開示を行う。
- ③ 「危機管理委員会」を全社のリスク管理の統括組織とし、想定されるリスクの洗出しとリスク回避策の審議、決定を行う。
- ④ 災害（地震・火災など）発生時および情報セキュリティへの対応について、全社危機管理マニュアルの定期的な見直し、整備および実地訓練を実施する。
- ⑤ リスク発生に備え、コスト平準化を考慮した適切な保険付保を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 3事業部および4センター（コーポレートセンター、経営企画センター、Sobagni事業部、品質マネジメントセンター、R & Dセンター、モビリティ事業部、インダストリー事業部）による効率的経営を行う。
- ② 事業部長およびセンター長（現場の最高責任者）である取締役は、「経営」と「業務執行」の両面から常に状況を把握し現場重視の効率的経営を行う。
- ③ 中期経営計画、年度会社方針などにより意思の統一を図る。
- ④ 必要に応じて社外の専門家からのアドバイスを受け効率的経営を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 職位（資格）別教育などによりコンプライアンス意識の徹底を図る。
- ② 「業務分掌規程」などにより各組織の役割や責任を明確にして業務を執行する。
- ③ 人材育成とともに牽制機能のための人事ローテーションを実施する。
- ④ コンプライアンスに関する相談窓口や内部通報体制の周知徹底を図り、法令や定款などに違反する行為の事前防止や情報収集を図る。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体で「経営理念」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底する。
- ② 兼務役員が、毎月子会社の取締役会などに出席し子会社の業務遂行状況を把握する。
- ③ 国内外のグループ会社との定例的な会議などを通じ、グループ各社の状況を把握・管理する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の業務補助のため監査役付社員を置く。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付社員の人事については、取締役と監査役（監査役会）との事前協議による。

(9) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役付社員は、その職務にあたっては監査役の指示のみに従うものとする。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役および使用人は、定期的または随時監査役に対し業務報告を行う。

(11) 取締役および使用人が監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格などの懲戒処分や、配置転換などの人事上の措置などいかなる不利益な取扱いも行わない。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用などを支弁するため、毎期、一定の予算を設定する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は主要な会議に出席し、決裁書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧する。また、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求める。
- ② 監査役と代表取締役とは定期的な情報交換の場を通じ、情報の共有化を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部監査を担当する監査室は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないかなどを、主に社内監査役である常勤監査役が行う開発、生産、品質、作業の安全性、環境保全、防災、コンプライアンス、危機管理、企業情報開示などの業務監査と連携して内部監査を行うとともに、常に有効な監査環境の整備を行っております。

当社および国内外のグループ会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

また、監査役は、監査室、会計監査人と連携を図るとともに、代表取締役との定期ヒヤリング、会議体への参加、重要書類の閲覧などにより取締役の業務執行を監査しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

この考えのもと配当金につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績および配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

なお、当社は2026年3月期より、2024年5月27日に公表いたしました中期経営計画にありまして配当性向50%に加え、DOE3.5%を目途とするよう配当方針を変更しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,672	流動負債	17,112
現金及び預金	6,145	支払手形及び買掛金	8,876
受取手形	648	電子記録債務	2,773
売掛金	12,304	短期借入金	983
電子記録債権	3,903	未払金	2,363
有価証券	1,994	未払法人税等	105
商品及び製品	2,886	役員賞与引当金	59
仕掛品	778	資産除去債務	1
原材料及び貯蔵品	1,276	その他	1,948
その他	894		
貸倒引当金	△159	固定負債	2,706
		役員退職慰労引当金	142
固定資産	26,790	退職給付に係る負債	2,006
有形固定資産	17,860	資産除去債務	27
建物及び構築物	4,322	繰延税金負債	331
機械装置及び運搬具	5,812	その他	197
土地	3,686		
建設仮勘定	3,265	負債合計	19,818
その他	773	(純資産の部)	
無形固定資産	1,118	株主資本	33,357
ソフトウェア	151	資本金	1,810
その他	967	資本剰余金	1,654
		利益剰余金	30,375
投資その他の資産	7,811	自己株式	△483
投資有価証券	4,492	その他の包括利益累計額	3,216
長期貸付金	27	その他有価証券評価差額金	1,223
繰延税金資産	258	為替換算調整勘定	1,134
退職給付に係る資産	1,992	退職給付に係る調整累計額	858
その他	1,049	非支配株主持分	1,071
貸倒引当金	△8	純資産合計	37,644
資産合計	57,463	負債及び純資産合計	57,463

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		55,816
売 上 原 価		46,614
売 上 総 利 益		9,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,282
営 業 利 益		920
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	134	
為 替 差 益	151	
そ の 他	121	407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	83	
固 定 資 産 除 却 損	146	
そ の 他	75	321
経 常 利 益		1,006
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	277	277
特 別 損 失		
減 損 損 失	82	82
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,201
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	341	
法 人 税 等 調 整 額	116	457
当 期 純 利 益		743
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		88
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		655

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,810	1,654	30,721	△483	33,702
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,000		△1,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			655		655
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	△345	△0	△345
当 期 末 残 高	1,810	1,654	30,375	△483	33,357

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	827	1,062	637	2,527	1,170	37,400
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,000
親会社株主に帰属する 当期純利益						655
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	396	71	220	688	△99	589
連結会計年度中の 変動額合計	396	71	220	688	△99	243
当 期 末 残 高	1,223	1,134	858	3,216	1,071	37,644

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社（3社）

共和ライフテクノ(株)、共和サポートアンドサービス(株)、共和興塑膠（廊坊）有限公司

② 非連結子会社（1社）

KYOWA NORTH AMERICA, INC.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社（1社）

南亞共和塑膠（南通）有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

KYOWA NORTH AMERICA, INC. KRISHNA KYOWA PVT. LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社（KYOWA NORTH AMERICA, INC.）及び関連会社（KRISHNA KYOWA PVT. LTD.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日(12月31日)は連結決算日(3月31日)と異なっており、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社

共和興塑膠（廊坊）有限公司 12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
（重要性が乏しい満期保有目的債券については、
原価法を適用）

子会社株式……………移動平均法による原価法

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) 棚卸資産……………主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法

無形固定資産……………定額法

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案し、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度において負担すべき支給見込額を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、確定給付制度を採用しており、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当企業グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する

当企業グループは各種合成表皮材の製造ならびに販売を行っており、主にこのような商品又は製品を顧客に供給することを履行義務としております。当該履行義務は商品又は製品に対する支配を顧客が獲得した時点で充足されるものでありますが、商品又は製品の国内の販売において、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、顧客に商品又は製品に対する支配が移転したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、主として船積みを完了した時点で収益を認識しております。商品又は製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きなどを控除した金額で測定しております。なお、商品または製品の販売において、重要な変動対価はありません。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債・収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

振当処理の要件を満たす為替予約取引については振当処理を採用しております。

2. 収益認識に関する注記

当企業グループの主な事業は、各種合成表皮材の製造ならびに販売であり、様々な国で事業活動を行っております。主な製品の用途は車両用、住宅・住設用およびファッション・生活資材用であります。これらの事業から生じる収益は、顧客との契約に従って計上し、売上高として表示しております。

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

製品の用途別に分解した売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

車両用	住宅・住設用	ファッション ・生活資材用	合計
47,823	3,536	4,457	55,816

地域別に分解した売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

日本	中国	アメリカ	その他	合計
30,900	16,049	5,049	3,818	55,816

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(注2) 日本以外の国または地域における売上高の大部分は、車両用であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権（注1）の期首残高及び期末残高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	17,399
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	16,856

(注1) 連結計算書類上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形」「売掛金」及び「電子記録債権」に計上しております。

(注2) 当企業グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当企業グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

投資有価証券売却益の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外収益その他に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、特別利益として表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産

当企業グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当連結会計年度においては、資産グループのうち、共和興塑膠(廊坊)有限公司における固定資産1,271百万円について、当該実績と翌期の営業利益の見積りを考慮して減損の兆候の判定を行った結果、減損の兆候は識別しておりません。しかしながら、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした売上予測や変動費の予測等の仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があり翌連結会計年度の連結計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

当企業グループは、共和レザー株式会社において計上された繰延税金資産1,139百万円（繰延税金負債との相殺前）について、将来減算一時差異のうち将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しています。将来の課税所得の見積りに当たっては、取締役会で承認された翌期予算を基礎にして経営会議で決議された利益計画に基づき予測しており、当該予測には、会社の置かれた経営環境などの外部要因に関する情報、自動車メーカーから提示された生産計画を考慮して見積られた将来の売上予測及び原価低減活動の成果を含む原価の予測の仮定が含まれており、これらの仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 46,344百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

資産グループ	場所	用途	種類	減損損失
阪神営業所	兵庫県神戸市	営業所	土地	82百万円

当企業グループは、原則として製品の品目を基準に資産のグルーピングを行っており、将来の用途が未確定である資産については、個々の物件単位でグルーピングしております。当連結会計年度において、当該資産について用途変更の意思決定を行ったことにより減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は全額土地であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、第三者により合理的に算定された評価額に基づき算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

24,500,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年 6月19日 定時株主総会	普通株式	381百万円	16円00銭	2025年3月31日	2025年6月20日
2025年 10月31日 取締役会	普通株式	619百万円	26円00銭	2025年9月30日	2025年12月5日
計		1,000百万円			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月19日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案いたします。

- (イ) 配当金の総額 619百万円
 (ロ) 1株当たり配当金 26円00銭
 (ハ) 基準日 2026年3月31日
 (ニ) 効力発生日 2026年6月22日
- なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用にあたっては、安全性および将来の資金需要に機動的に対応できることを基本としております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は、主に社債であり四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約のみに利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式、連結貸借対照表計上額 85百万円）は、有価証券および投資有価証券に含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金については、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,994	1,994	—
投資有価証券	4,407	4,407	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
関係会社株式	1,581	－	－	1,581
その他有価証券(株式・社債)	1,177	3,643	－	4,820
資産計	2,758	3,643	－	6,401
該当事項はありません。	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,534円71銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	27円51銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2025年5月9日の取締役会において、生地の主な購入先である東宝繊維株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて、基本合意書を締結することを決議いたしました。また、2026年4月1日付で株式を取得したことにより当社の連結子会社となりました。

1. 株式を取得する会社の概要

名称 東宝繊維株式会社
事業内容 車輦内装用資材、一般資材の製造および販売
資本金 90百万円

2. 株式の取得の理由

生地は当社の主要な原材料のひとつであり、その品質と技術は当社の製品開発と市場競争力に直結しております。東宝繊維株式会社は多様な生地の開発を手掛けており、その技術力とノウハウは当社にとって非常に重要であり、当該技術を内製化することにより、開発スピードの向上やさらなる原価改善が可能となり、企業価値の向上につながると判断したためであります。

3. 企業結合日

2026年4月1日

4. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

5. 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

6. 取得した議決権比率

100%

7. 取得企業を決定するに至った主な根拠及び対価の種類

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

8. 被取得企業の取得原価

取得の対価	現金	420百万円
取得原価		420百万円

9.主要な取得関連費用の内容及び金額

法務・財務デューデリジェンスに関する報酬等 4百万円

10.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

11.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,912	流動負債	12,256
現金及び預金	4,829	電子記録債権	1,316
受取手形	11	買掛金	4,158
電子記録債権	3,225	未払金	1,915
売掛金	6,382	未払費用	931
有価証券	1,994	未払法人税等	45
商品及び製品	1,386	預り金	3,362
仕掛品	554	役員賞与引当金	40
原材料及び貯蔵品	874	資産除去債務	1
その他	782	その他	484
貸倒引当金	△129		
固定資産	25,711	固定負債	2,044
有形固定資産	13,900	役員退職慰労引当金	99
建物	2,878	退職給付引当金	1,907
構築物	216	資産除去債務	18
機械装置	4,103	その他	18
車両運搬具	66		
工具器具備品	605	負債合計	14,300
土地	2,921	(純資産の部)	
建設仮勘定	3,107	株主資本	30,240
無形固定資産	891	資本金	1,810
ソフトウェア	128	資本剰余金	1,586
その他	762	資本準備金	1,586
投資その他の資産	10,919	利益剰余金	27,327
投資有価証券	2,581	利益準備金	452
関係会社株式	5,977	その他利益剰余金	26,874
関係会社出資金	973	固定資産圧縮積立金	428
長期貸付金	22	別途積立金	14,900
前払年金費用	1,149	繰越利益剰余金	11,546
繰延税金資産	120	自己株式	△483
その他	94	評価・換算差額等	1,081
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	1,081
資産合計	45,623	純資産合計	31,322
		負債及び純資産合計	45,623

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		36,134
売 上 原 価		29,613
売 上 総 利 益		6,521
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,253
営 業 利 益		268
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	622	
為 替 差 益	105	
そ の 他	69	796
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	79	
そ の 他	43	123
経 常 利 益		941
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	277	277
特 別 損 失		
減 損 損 失	82	82
税 引 前 当 期 純 利 益		1,136
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	163	
法 人 税 等 調 整 額	62	226
当 期 純 利 益		910

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益 剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,810	1,586	1,586	452	433	14,900	11,631	27,417
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△1,000	△1,000
当 期 純 利 益							910	910
土地圧縮積立金取崩					△5		5	-
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△5	-	△85	△90
当 期 末 残 高	1,810	1,586	1,586	452	428	14,900	11,546	27,327

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
当 期 首 残 高	△483	30,331	752	752	31,083
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△1,000			△1,000
当 期 純 利 益		910			910
土地圧縮積立金取崩					-
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			329	329	329
事業年度中の変動額合計	△0	△90	329	329	238
当 期 末 残 高	△483	30,240	1,081	1,081	31,322

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
（重要性が乏しい満期保有目的債券については、
原価法を適用）

子会社株式、関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は）
移動平均法により算定

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

② 無形固定資産……………定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案し、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度において負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付引当金

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、確定給付制度を採用しており、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いは連結貸借対照表と異なっております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する

当社は各種合成表皮材の製造ならびに販売を行っており、主にこのような商品又は製品を顧客に供給することを履行義務としております。当該履行義務は商品又は製品に対する支配を顧客が獲得した時点で充足されるものでありますが、商品又は製品の国内の販売において、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、顧客に商品又は製品に対する支配が移転したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、主として船積みを完了した時点で収益を認識しております。商品又は製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きなどを控除した金額で測定しております。なお、商品または製品の販売において、重要な変動対価はありません。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

振当処理の要件を満たす為替予約取引については振当処理を採用しております。

2. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 2. 収益認識に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

当社は、子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金5,370百万円について、当該関係会社の財政状態の悪化により株式及び出資金の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしております。当該方針に従い、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該株式及び出資金の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、減額処理が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

当社は、繰延税金資産1,138百万円（繰延税金負債を相殺する前）について将来減算一時差異のうち、当社における将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しています。将来の課税所得の見積りに当たっては、取締役会で承認された翌期予算を基礎にして経営会議で決議された利益計画に基づき予測しており、当該予測には、会社の置かれた経営環境などの外部要因に関する情報、自動車メーカーから提示された生産計画を考慮して見積られた将来の売上予測及び原価低減活動の成果を含む原価の予測の仮定が含まれており、これらの仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 34,630百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,576百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,666百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

2,206百万円

仕入高

3,791百万円

(2) 営業取引以外の取引高

551百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

669,298株

7 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および負債の主な原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付引当金・未払賞与等であり、評価性引当額を控除しております。また繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用・固定資産圧縮積立金・その他有価証券評価差額金であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	共和ライフテクノ(株)	徳島県鳴門市	150	合成皮革の製造・販売、鋼板・合板用化粧フィルムの製造・販売	所有 直接 100%	当社製品の販売・外注先役員の兼任	資金の預り	6	預り金	3,299
							受取配当金	142	—	—
	共和興塑膠(廊坊)有限公司	中国河北省廊坊市	千US\$ 8,500	車両用成形複合材・合成皮革などの製造・販売	所有 直接 60%	当社製品の販売先役員の兼任	受取配当金	340	—	—
							製品販売	1,414	売掛金	1,298

(注1) 資金の預りに対して適用する利率については、市場金利等を勘案し決定しております。

また、取引金額については前事業年度末時点との差引き金額を表示しております。

(注2) 製品販売、製品仕入及び印刷外注については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、他の取引条件とともに交渉の上決定しております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,314円37銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 38円20銭

10. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

共和レザー株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 謙 二
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒柳 康 太 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共和レザー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共和レザー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

共和レザー株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 謙 二
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒柳 康 太 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共和レザー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に従い、監査の方針等を立案し取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお監査実務においては、監査役会の定める監査基準に準拠しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を会計監査人から提出された「会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知について」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。また、「監査上の主要な検討事項 (KAM) 」について会計監査人PwC Japan有限責任監査法人と協議を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

共和レザー株式会社 監査役会

常勤監査役 磯部 明 仁 ㊟

社外監査役 田畑 隆 久 ㊟

社外監査役 中山 弘 揮 ㊟

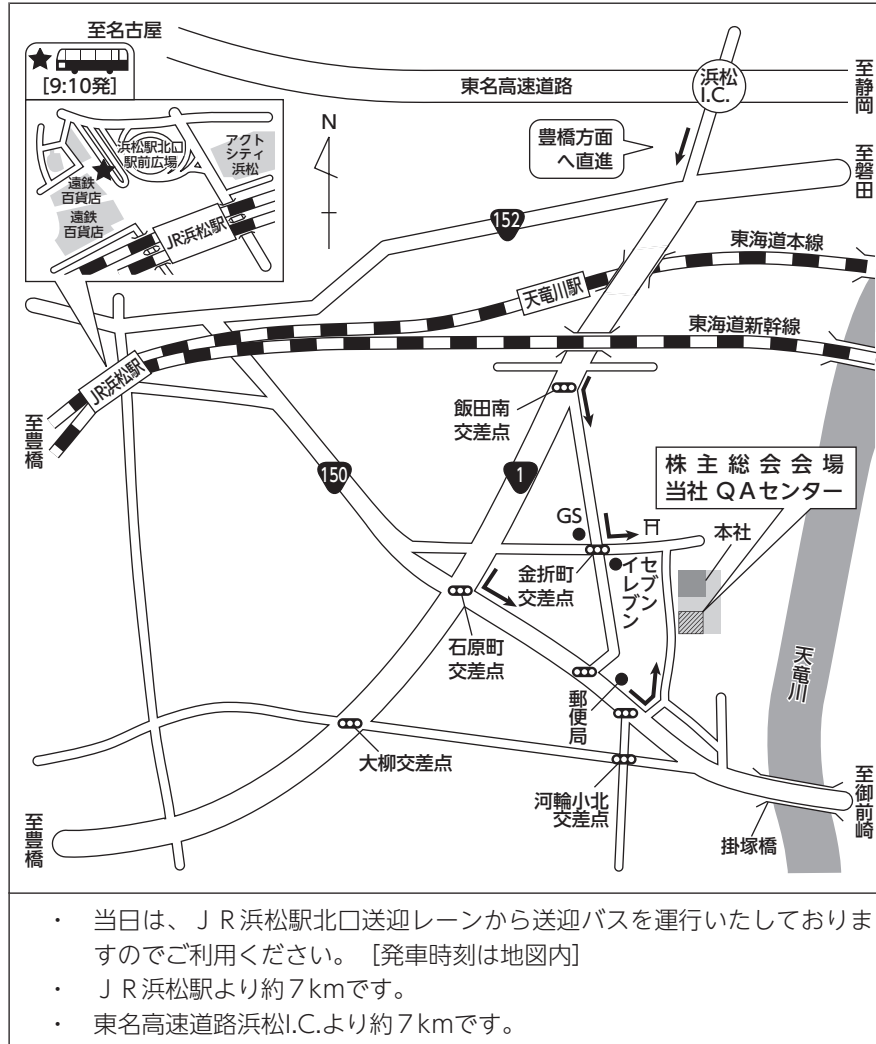
社外監査役 山 岸 賢 吾 ㊟

以 上

定時株主総会会場 ご案内略図

共和レザー株式会社 ^{キューエー} Q Aセンター

静岡県浜松市中央区東町1876番地（本社と同敷地内）
電話(053)425-2121（代表）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。